

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第2区分
 【発行日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【公開番号】特開2005-19985(P2005-19985A)
 【公開日】平成17年1月20日(2005.1.20)
 【年通号数】公開・登録公報2005-003
 【出願番号】特願2004-172286(P2004-172286)
 【国際特許分類】

H 0 1 L 23/12 (2006.01)

H 0 1 L 33/00 (2006.01)

H 0 1 L 23/36 (2006.01)

【F I】

H 0 1 L 23/12 J

H 0 1 L 33/00 N

H 0 1 L 23/36 C

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月15日(2007.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

デバイスパッケージであって、

デバイスパッケージの設置面積を画定する底面と、少なくとも1個のデバイス設置箇所を有する上面とを有する伝導性基板と、

前記伝導性基板の上面と隣接する側に第1面を有する絶縁基板であって、前記絶縁基板の、前記第1面と対向する第2面と前記少なくとも1個のデバイス設置箇所との間でアクセスを可能とするための少なくとも1個のアーチャを有し、また、前記少なくとも1個のアーチャと前記絶縁基板の周囲に配置された1個または複数の接触箇所とを接続する1個または複数の信号経路を前記第2面に有する、絶縁基板と、

一連の導電性タブであって、当該の導電性タブの各々が前記1個または複数の接触箇所のうちの、対応する接触箇所に結合される、導電性タブと、を具備することを特徴とするデバイスパッケージ。

【請求項2】

前記少なくとも1個のデバイス設置箇所に実装された少なくとも1個の光デバイスをさらに具備することを特徴とする、請求項1に記載のデバイスパッケージ。

【請求項3】

前記少なくとも1個の光デバイスが、LED、光検出器およびレーザダイオードのうち、少なくともいずれかを備えることを特徴とする、請求項2に記載のデバイスパッケージ。

【請求項4】

前記絶縁基板の前記第2面において前記少なくとも1個のアーチャを被覆する、封止材料をさらに含むことを特徴とする、請求項3に記載のデバイスパッケージ。

【請求項5】

前記導電性タブが、前記伝導性基板の外周部周囲に配置されたガルウィング形状のものであることを特徴とする、請求項1から4のいずれか一つに記載のデバイスパッケージ。

【請求項 6】

前記導電性タブが、前記伝導性基板を貫通するポストであることを特徴とする、請求項 1 から 4 のいずれか一つに記載のデバイスパッケージ。

【請求項 7】

前記一連の導電性タブのうちの 1 個または複数が、前記伝導性基板に接地されることを特徴とする、請求項 1 又は 2 に記載のデバイスパッケージ。